令和８年１月 26 日
国土交通省海事局

海上労働の安全及び衛生を確保するための基本訓練及び実技講習の内容及び方法の基準等を定める告示案に関する意見募集の結果について

国土交通省では、令和７年 11 月 21 日から令和７年 12 月 21 日まで、海上労働の安全及び衛生を確保するための基本訓練及び実技講習の内容及び方法の基準等を定める告示案に関する意見の募集を行いました。

その結果、本件に関して、１件の御意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を別紙のとおりまとめましたので公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

１．実施方法

（１）募集期間

令和７年 11 月 21 日（金）から令和７年 12 月 21 日（日）

（２）周知方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）

（３）意見提出方法

電子メール及び郵送

２．意見の数

提出意見数　１件

３．お問い合わせ先

国土交通省海事局船員政策課
（直通）03-5253-8652

別紙

ご意見の概要及び国土交通省の考え方

※ 提出いただいた御意見から一部要約し、整理しています。
また、今回の意見募集の対象と直接関係がないと考えられる御意見は除いています。

ご意見の概要	考え方
訓練内容の応急手当に関する事項のうち、人体の構造及び機能に関することは、不要ではないか。 講習を義務付ける事項は、できるだけ少なくするべきである。 応急手当の方法さえ押さえれば、人体の構造及び機能に関する知識は、常識的なもので十分であると思われる。	人体構造及び機能に関する知識については、船内において船員自身が適切に応急手当を実施する上で必要なものと考えています。 その上で、御指摘の講習を義務付ける事項については、海上労働の安全及び衛生の確保と受講者の負担の双方を考慮した上で定めることとしています。